科学研究費助成事業 研究成果報告書



平成 28 年 5 月 29 日現在

機関番号: 14101

研究種目: 基盤研究(C)(一般)

研究期間: 2013~2015

課題番号: 25380062

研究課題名(和文)「公正な裁判」概念と国際刑事裁判

研究課題名(英文) "A Fair Trial" and International Criminal Trials

研究代表者

洪 恵子(Ko, Keiko)

三重大学・人文学部・教授

研究者番号:00314104

交付決定額(研究期間全体):(直接経費) 3,100,000円

研究成果の概要(和文): 私の研究は特に国際刑事裁判における「公正な裁判」とは何かという問題について考察した。国際刑事裁判に関しては、裁判の手続に関する規範については国内法上発展してきた「公正な裁判」概念がほぼ妥当する。他方で司法制度としての裁判所の公正さについては、国内法体系の概念を単純に類推することはできないが、国際裁判も「独立性」が重要であるとされる。こうした「独立性」は通常、裁判官に対する規範として確保される。さらに国際「刑事」裁判については、特に犯行地の国内裁判権や裁判所を設立した国々からの独立性が問題となるが、それぞれの裁判所の独立性は当該裁判所の裁判権(管轄権)の存立基盤に照らして確保されるべきだろう。

研究成果の概要(英文): My research focused on the concept of 'a fair trial' in the field of international criminal law. A concept of 'a fair trial' has been developed in the context of human rights: a right to a fair trial. International criminal trials are required to afford the same level of protection as the domestic criminal procedure. On the other hand, there is another type of 'fairness' required for international criminal trials. That is an 'independence' of the tribunals/courts. Examination on the relevant international instruments shows that the independence of international trials is normally secured by the norms regulating the status and the treatment of judges. Moreover, as regards to international 'criminal' trials, it must be noted that each international criminal jurisdiction has different rationale, which should be taken into accout when designing the structure and the procedures.

研究分野: 国際法学

キーワード: 国際刑事裁判 公正な裁判 国際刑事裁判所 独立性 ICC fair trial independence

1.研究開始当初の背景

私はこれまで国際犯罪の規制に関する国 際法上のルールや制度の研究を行ってきた。 特に国際法上の犯罪を実行したとされる者 はどこで審理され、処罰が決定されるべきか ということに関心を持ち続けてきた。具体的 には国際刑事裁判所(International Criminal Court, ICC)やテロ行為容疑者に対する軍事審 問委員会(military commissions)の研究を行っ てきた。近年、国内刑事法に関しては、無罪 の推定が広く認められているのに対して、国 際犯罪に関しては、処罰ということが強調さ れることが多い。こうした法状況を正当化し ようとするならば、国際刑事裁判は同じ刑事 裁判といっても国内法に基づいて行われる 刑事裁判とは根本的に役割が違うというこ とになろうが、果たしてそうなのか。国際刑 事裁判の本質とは何か、また国際裁判と国内 裁判はどのように違うのか、さらにその違い はそれぞれの裁判所が拘束される法原則に 違いをもたらすのか。このような疑問を持っ たことが本研究の着想に至った背景である。

2.研究の目的

現在、常設的な国際的な司法機関に所属す る裁判官は 200 名を超えるという(Mackenzie R., Sands P., "International Courts and Tribunals and the Independence of the International Judge", Harvard International Law Journal, Vol. 44, 2003, pp.272-274.)。ただしこの場合の国際裁 判には多種多様なものを含んでいる。伝統的 に国際裁判といえば 19 世紀の末から発展し てきた国家間の紛争の平和的解決のメカニ ズムとしての裁判があり(その典型が国際司 法裁判所)また特定分野の国際紛争に管轄 権を持つ裁判所としては国際海洋法裁判所 がある。人権に関しては(個人に当事者適格 を認める)ヨーロッパ人権裁判所や米州人権 裁判所がある。欧州連合には欧州司法裁判所 があり、米州地域にも米州司法裁判所が存在 する。世界貿易機関(World Trade Organization) の紛争解決手続きにおける委員会の機能も しばしば準司法的機関と性格付けられる。 またこうした常設的機関ではなく、紛争が生 じたあとに当事国が合意して設置される仲 裁裁判がある。さらに 1990 年代以降は特設 および常設の国際刑事裁判所(ICC)がある。こ のような国際裁判の増加を評価して、国際司 法制度(international judiciary)ともいうべき実 体が成立しつつあるとする見解もある (Crawford J., McIntyre J, "The Independence and Impartiality of the 'International Judiciary'", Shetreet S., Forsyth C (eds.), The Culture of Judicial *Independence:* Conceptual Foundations and Practical challenges, Martinus Nijhoff, 2011 pp. 189-192.)。多種多様な裁判 所を一つの概念で説明することには異議も あるが、しかし、それらが少なくとも国際法 を解釈し適用するという重要な役目を負っ ていることでは共通する 。そこでこうした

国際裁判に対して適用できる規範の模索が 進んでいる。前述の通り、私は国際刑事裁判 の本質的な特徴は何かについて関心を持っ ていたため、本研究では、国際刑事裁判にと っての「公正な裁判」概念について考察する ことを目的とした。

3.研究の方法

研究の方法として、第一に国際人権法で保 障される「公正な裁判」概念とは何かを整理 した。国際的な人権条約で規定される「公正 な裁判」概念は、国内法体系における司法制 度に関する(人権)規範として発展してきた ものである(例、国際人権規約第14条)。第 二に、そうした国内法体系における裁判に求 められる規範とは区別された、国際裁判に関 する「公正な裁判」概念に関する議論を整理 し、国際刑事裁判については、「公正な裁判」 とは何を意味するのかを検討した。その結果、 「独立性」という概念が重要であることが分 かったので、第三に、国際刑事裁判にとって 独立性とはどのような意義があるかどうか について検討した。その際に国際刑事裁判の 性質の違いに着目した。つまり同じく国際刑 事裁判であっても、国連の安全保障理事会決 議に基づいて設置されたユーゴ国際刑事裁 判所と条約に基づいて設置されたICCを区別 して議論する必要があると思われた。

4.研究成果

(1)「公正な裁判」概念とは何か

通常、国家はその憲法規範において「公正 な裁判」を受ける権利を国民に保障している。 「公正な裁判」(を受ける権利)はこうした 国内法上の規範であるばかりではなく、第二 次世界大戦後は国際法の規範としても位置 付けられてきた。すなわち国連成立後まもな く総会で採択された世界人権宣言(1948年)に おいて「すべての者は、自己の権利及び義務 並びに自己に対する刑事上の罪の決定のた め、独立の、且つ、公平な裁判所による公正 な公開審理を、完全に平等に、受ける権利を 有する(第10条)と規定されたのをはじめ、 その後は人権保障に関する多くの多数国間 条約でこの権利の保障が定められている。 (なお世界人権宣言第 10 条では「公正な」 (fair)という言葉は公開審理を形容する言葉 として用いられているが、一般にこの条文全 体が「公正な裁判」に関する規範であると考 えられている。) これらの国際人権法に関す る多数国間条約の規定は、締約国に対して、 自国の法体制の中で管轄のもとにある人々 に公正な裁判を保障するように求めている。 こうした条約が成立する以前から、多くの国 では「公正な裁判」を実現するように試みて きたが、条約の締約国となってからはさらに 国際法上の義務として公正な裁判を保障す ることが求められている。

(2)国際裁判と「公正な裁判」

前述のとおり、「公正な裁判」概念は国内 法体系における司法制度に関する(人権)規 範として考えられてきた。ではこの概念を国 際裁判に類推して議論できるかどうか。国際 公法が対象としてきた国際裁判は、近年の国 際刑事裁判や国際商事仲裁は別として、基本 的に国家間の紛争を解決する制度としての 国際裁判である。また裁判所の管轄権が成立 するためには紛争当事国の同意が必要であ る。このように国際裁判は国家権力を背景と して行われる国内裁判とは性格を異にして いる。しかし国際裁判と「公正な裁判」に関 する議論においては、国際裁判に対して、「公 正」であることを求めることを退ける考え方 はなく、国際人権法が国内裁判に対して要請 している公正な裁判の要素に着目するのが 方法論としては主流である。そこでそれらの 要素とは何かというと、中心的な概念は「独 立性」と「公平性」である。

さて国内法体系における裁判所の独立性、 司法権の独立(judicial independence)は法の支 配を支える重要な原則である 。ただしその 場合の独立性とは、(何から独立しているか という視点を持つ)関係依存の概念として理 解されることが多く、つまり国家における権 力分立の原理と結び付けて議論される。 し かし、周知のとおり国際社会にはそもそも権 力の集中がない。もし独立性を一定の国家体 制を前提として理解している限り、それを国 際裁判所に適用することはできなくなり、そ の結果独立性は国際裁判所には必要ないと 考えることもできる。しかし、上述したとお り、国際裁判に関してもこれらを統制する何 らかの規範が必要であることにはほぼ異論 はなく、独立性はその重要な候補の一つであ る。さらに国際裁判所の独立性は国際裁判所 の正統性に結び付けられた重要な概念であ ると位置づけられる場合もある。 ではこの 場合の独立性はどのようにして確保される ものと考えられているのだろうか。国際法協 会(ILA)の国際裁判所の実行と手続きに関す るスタディ・グループは 2004 年に国際司法 制度の独立性に関するバーグハウス原則(The Burgh House Principles on The Independence Of The International Judiciary)を作成しており、そ こでは裁判所の独立を確保するために、裁判 官は係属する事件の当事者、自らの国籍国又 は居住国、裁判所が所在する国家および裁判 所の設立を支援した国際機関からの独立を 享受しなければならないとし(前文) 裁判 官に関するルールを中心に原則を構成して いる。また学説においても、独立性は公平性 (impartiality)との基盤であると理解し、この公 平性は裁判官が外部の干渉を排除して判断 を下せる環境によって確保される、換言すれ ば国際裁判の独立性は国際裁判官に関する 規範を通じて実現されると考える立場が有 力である。実定法上も国際裁判所に関する条 約は裁判官に関する多くのルールを設定し ている。

(3)国際刑事裁判と「独立性」

国際「刑事」裁判と独立性に関しては、裁 判官に対する規範としての独立性とは別の 問題を考えておく必要がある。ところで、「公 正な裁判」という場合の「裁判」であるが、 国際刑事裁判の裁判権(管轄権)はどのよう な存立基盤にたっているのか。国際刑事管轄 権の存立基盤については大別して2つの考 え方がある。すなわち、第一が 国際社会の 処罰権(ius puniendi)であり、第二が 代替 性である。国際社会の処罰権とは、個別国家 とは区別された規範的主体として国際社会 (国際共同体・世界社会)を措定し、人間の 尊厳や基本的人権の尊重のためにこの国際 社会自体に存在する処罰権である。(Kai Ambos, Treaties on International Criminal Law (Volume I: Foundations and General Part). Oxford University Press, 2013, pp.56-60) 代替性とは国際刑事管轄権は国内刑事管轄 権の存在を前提としており、それに由来し、 何らかの理由で国内裁判権を行使できない ときに行使するという考え方である。 え方をとれば、人は犯行地に関わりなく、国 際社会全体の利益を侵害した行為を行った ということで訴追の対象になるのであり、国 内法を前提としない。したがってこの考え方 にとって、国際裁判の(関係国からの)独立性 は理論的な帰結でもある。 についてはどう か。この立場は国際刑事管轄権は国内刑事管 轄権の派生と考えるので、場合によっては、 関係国から独立するのではなくて、一定の関 係を持つ必要がある。特に捜査の実効性を確 保するために犯行地の国家の協力が必要と なろう。これに関連して、一口に国際刑事裁 判といっても、そもそも犯行地の刑事裁判を 国際社会が支援するという意味で国際化 (internationalized)された裁判所(例、国連暫定 統治機構の下で設立されたコソボパネルな ど)と、国連の安全保障理事会決議で設立さ れたユーゴ国際刑事裁判所(ICTY)、多数国間 条約で設立されたICCなどを区別して論じる 必要があると思われる。なおユーゴ国際刑事 裁判所に関しては北大西洋条約機構(NATO) によるユーゴスラヴィア (現、セルビア)へ の空爆に関する犯罪の容疑者について訴追 しなかったことが、NATO からユーゴ国際刑 事裁判所が独立していないと批判されたこ とは、翻って、国際刑事裁判に独立性が必要 であると強く認識されていることの反映で あるともいえよう。

(4)国際刑事手続と「公正な裁判」

以上の検討のほかに、「公正な裁判」概念と国際刑事裁判というテーマにおいては、国際刑事裁判の刑事手続(国際刑事手続法又は国際刑事訴訟法)が国内法体系における裁判所の刑事手続きが求められるのと同じ意味での「公正な裁判」であることが求められるという問題を考えておく必要があった。この問題は現在、実務上の極めて重要な課題となっている。特にICCで実際に生じている問題

については東澤靖による研究がよく知られ ている(例えば東澤靖「国際刑事裁判所(ICC) における『公正な裁判』 ルバンガ事件を振 り返って 」(明治学院大学法科大学院ロー レビュー、第 15 号、2011 年、91-110 頁)。ICC に関しては、学界からの批判にこたえて、今 後手続が改善されていくことが望まれる。国 際刑事手続の公正さについて、これまでも指 摘されてきたが、特に注目すべき問題として、 証人に関するルールという問題がある。ICC に限らず、国際機関が刑事裁判を行うという 国際刑事裁判に共通する問題として、証人に よる証言をめぐる問題が指摘できる。つまり、 国際刑事裁判は通常、犯行地ではない場所で 裁判が行われる。また重大な国際法上の犯罪 が大規模に行われたような場所は、領域国の 刑事管轄権が有効に機能していないことが 多い。そのことから、犯行地における捜査は 困難を抱え、物的証拠を入手することは難し い。そうだとすると、国際刑事裁判の証拠調 べは、証人の証言に依拠することになる。し かし証人の証言が物的証拠に裏付けられて いない場合、その信ぴょう性の問題が生じる。 よく知られた例として、極東国際軍事裁判に おける愛新覚羅溥儀の証言がある(のちに本 人が偽証したと証言)。ICC における裁判にお いては、証人が脅迫されるという事態も発生 している。そもそも国際刑事裁判の対象とな るような大規模な非人道的事態には、数多く の証人がいるのであり、すべての人の安全を 確保し、またその信ぴょう性を確保するため には、何らかの制度的支援が必要であろう。 こうした国際刑事裁判における証人(証言) をめぐる規範と制度については、今後の検討 課題としたい。

5. 主な発表論文等

(研究代表者、研究分担者及び連携研究者に は下線)

[雑誌論文](計 1 件)

<u>洪</u>恵子「国際社会の処罰権と主権国家の役割」法律時報(平成26年・2014年)第86巻2号、6-10頁。査読なし。

[学会発表](計 1 件)

<u>Keiko Ko</u>, International Bar Association, Annual Conference, Tokyo Forum, (Tokyo, Chiyoda-ku) October 20th, 2014,"A Reappraisal of the Independence of the International Tribunals"

[図書](計 5 件)

柳井俊二・村瀬信也編『国際法の実践 - 小松一郎大使追悼』(2015年・平成27年)信山社、<u>洪 恵子</u>「ローマ規程の改正の法的特徴について」846 (p287-308)。

江藤淳一編『国際法学の諸相 - 到達点と展望 村瀬信也先生古稀記念』(2015 年・平成27年)信山社、<u>洪 恵子</u>「テロ容疑者に関する管轄権の展開 - 軍事審問委員会の意義と

限界 - 」946 (p381 - 406)。

村瀬信也・洪 恵子編『国際刑事裁判所 -最も重大な国際犯罪を裁く 第二版』(2014 年・平成26年)<u>洪 恵子「ICC</u>における管轄 権の構造」398 (p41-66)。

吉川元・首藤もと子・六鹿茂夫・望月康恵編『グローバル・ガヴァナンス論』(2014年・平成26年)法律文化社、洪<u>恵子</u>「グローバル法秩序化-国際法における普遍性の現在、314(p.55-68)。

Claus Kress et al., Beiträge aus dem Symposium Japan and Germany-150 Years of Cooperation Dynamics of Traditional Research Societies in a Rapidly Changing World, 2013, Iudicium, Keiko Ko, "The Tokyo Judgment on Crimes against Peace and the Crime of Aggression", 150 (p81-101).

〔産業財産権〕

○出願状況(計 0件)

名称: 発明者: 権利者: 種類: 番号: 出願年月日: 国内外の別:

○取得状況(計 0件)

名称: 発明者: 権利者: 種類: 番号: 取得年月日: 国内外の別:

〔その他〕 ホームページ等

6.研究組織(1)研究代表者

洪 恵子(コウ ケイコ) 三重大学・人文学部・教授

研究者番号:00314104

(2)研究分担者

()

研究者番号:

(3)連携研究者

()

研究者番号: